取扱説明書

デリバリーボックス　KS-TLK450
KS-TLK500

― 目次 ―

ページ

この度はキョーワナスタデリバリーボックスをお買い上げいただきありがとうございます。
ご使用前にこの取扱説明書をお読みいただきご使用方法・機能をご理解のうえ末永くご愛用ください。
お読みになった後は紛失されませんよう保管してください。
なお、保証書がご入用の場合、本説明書の部数がさらにご必要の場合はお申し付けください。

○お使いになる人や他の人への危害、財産への損害を未然に防止するために必ずお守りいただくことを次のように説明しています。
●表示内容を無視して誤った使い方をした時生じる危害や損害の程度を次の表示で区分し、説明しています。

⚠ **警告**：この表示の項は「死亡または重傷などを負う可能性が想定される」内容です。

⚠ **注意**：この表示の項は「傷害を負う可能性または物的損害のみが発生する可能性が想定される」内容です。

1. 宅配ボックスについて

取扱説明書

● 宅配物の一時預かり用ボックスです。生物、危険物、貴重品は入れないでください。

● 宅配ボックスの錠前は、暗証番号を任意の桁数、及び暗証番号で設定できます。
（組合せは、2,047通り）

● 子供のいたずらにより、万一ボックス内に閉じ込められても、内部の非常脱出レバーで中から開けることができます。（Dユニット L扉にのみ設定）

● 捺印システムの設置により伝票の受け渡しの手間も省けます。
※宅配ボックスをご使用の際には、必ず１ヵ所捺印システム付きを設置してください。

お手入れ方法

● 宅配ボックスは定期的にお手入れする必要があります。

● 柔らかい布でから拭きしてください。

● 汚れのひどい場合は、中性洗剤を含ませた布で拭いた後、水拭きしてください。
水分は完全にふき取ってください。

● シンナー・ベンジン・みがき粉・タワシなどを使って清掃することは避けてください。
変色・キズ・塗装はくり等の原因になります。

注意

● **扉にぶらさがらないでください。**
扉にぶらさがったりすると扉が変形したり、破損することがあり、思わぬけがをすることがあります。

● **扉は開け放しにしないでください。**
扉を開けたままにすると、歩行者が扉に当たって危険です。

● **子供のいたずら、遊びにご注意ください。**
ボックスの中に閉じ込められると危険です。万一子供が閉じ込められた場合、至急マスターキーで開錠してください。あるいはボックス内部の非常脱出用レバー（Dユニット L扉にのみ設定）で中から開けることを知らせてください。

● **在宅時には使用しないでください。**
配達先が不在時の一時預かり用としてお使いください。

● **生物、危険物、貴重品は入れないでください。**
生鮮食料品（冷凍品を含む）その他腐敗変質しやすいものや動物など。
発火、引火、爆発物等の危険物、劇薬及び悪臭を発する不潔な物品。
現金、株券、債権等の有価証券類、宝石、貴金属類、などその他保管に適さないと認められるものは入れないでください。

● **定期的な内容物の確認点検をしてください。**
中に何も入ってない状態で施錠されていたり、長期間同じ荷物が入ったままの場合や、不審な物や不適当と認められる物が入っている場合等、マスターキーによる強制開錠にて御確認の上適切な処理をしてください。

● **内容物の盗難や損傷等の保証は致しません。**
荷物の受け渡しに際し、宅配業者の操作手違いや何らかの原因による荷物の紛失や盗難、損傷等については、いかなる条件においても内容物の保証は一切致しかねますのでご了承ください。

● **マスターキーの管理を行ってください。**
マスターキーは非常用として必要になりますので保管や使用上の管理を確実に行ってください。

2. 宅配業者の方、管理される方へ

荷物の預け入れ方法

① 錠前のロックがOPEN状態のボックスに荷物を入れ、扉を閉めます。

② 錠前のフタをひらき、錠前のプッシュボタンを任意の番号で押します。

ボタンを押し間違った場合【C】ボタンを押して、一旦クリアしてください。
【#】も番号として使用できます。

合わせた数字が暗証番号になりますので、必ず不在配達票に書き取ってください。

③ 不在配達票に暗証番号とさらに荷物を入れたボックス番号を記入してください。

取っ手を回す前に必ず番号を控えてください。
（ロックすると、押した番号が元の状態に戻ります）

④ 錠前の取っ手を右（LOCKの方）へ回すと扉が施錠されます。この時押したボタンが元の状態に戻ります。操作完了後はボタン部のフタを閉めます。

不在配達票を配達先の郵便受に投入してください。その後、捺印システムで受領印を押してください。

3. 入居者の方へ

荷物の受け取り方法

① 不在時に荷物が届くと、郵便受等に不在配達票が入っています。不在配達票に記入してあるボックス番号に荷物があります。指定のボックスの錠前のフタを開き、不在配達票に記入されている暗証番号を押します。

ボタンを押し間違った場合【C】ボタンを押して、一旦クリアしてください。

② 取っ手を左（OPENの方）へ回すと、扉が開錠されます。

開錠すると押した番号が元の状態に戻ります。

③ 扉を開けて、荷物を取り出してください。

④ 扉を閉めて、ボタン部のフタを閉めてください。

注意 扉を開けたままにすると通行の際などに当たってけがをすることがありますので必ず閉めておいてください。

4. 非常脱出用レバーの使い方

この機能はTLK450-FD(SD)、TLK500-FD(SD)の高さ1,390mmの扉にのみに設定されています。
万一、ボックスの中に閉じ込められた場合、ボックス内部側面錠前部付近にある図のレバーを下げることで扉を中から開けることが出来ます。

※レバーを下に下げると、扉が開きます。

5. マスターキーの使い方

万一、暗証番号を忘れてしまった場合はマスターキーで開錠して、暗証番号をリセットしてください。
マスターキーの使い方は以下の通りです。

① 鍵穴にマスターキーを挿し、【OPEN】に回します。

② 【C】以外のボタンを全て押し、扉を開けます。

③ 錠背面から窓をのぞき、暗証番号を調べます。

この場合は【1】【6】【8】になります。

④ 【C】を押し暗証番号を入力後、ツマミを【OPEN】に回し、マスターキーを抜きます。

・暗証番号は窓から見える金色の部品が凹んでいます。登録されていない番号は窓と金色の部品が面一になっています。
・この流れに沿って非常解錠 ⇨ 通常解錠することで、通常操作に復帰します。

6. 捺印システムについて

●使用方法

伝票裏面を手前側にして上から差し込み、押してください。

（スタンプ例）

○インキ補充方法と捺印の交換方法

1. 捺印カバーが外れるまで、固定ネジ（2本）を緩めます。
2. 印鑑キャップを外すと、印鑑が取外せます。
3. インキ補充の場合はスポンジ部にインキを補充してください。
4. 上記の逆の手順で組み付けてください。
   印鑑の取り付けの際には文字の方向を合わせてください。

捺印カバー

印鑑キャップ

固定ネジ

印鑑はネジ式になっていますので、
左にまわし取り外して下さい。

印鑑本体

スポンジ部

印鑑キャップ

ゆるむ

補充液は下記のものをお買い求めください。

シャチハタ工業（株）製　顔料系インキ
品番　XLR-20（20ml）　　色：朱色
　　　XLR-30（30ml）
　　　XLR-60（60ml）

7. 扉の調整方法

丁番の固定ねじは扉の開閉によりゆるむ場合があります。
扉の脱落、ガタつきを防ぐため、扉の本体固定ねじを定期的に確認し、締め込んでください。
締め込みは必ず手回しドライバーを使用してください。
また、扉の位置を調整する場合は下記を参照ください。

丁番側

前後調節

本体固定ねじを緩め、扉を前後に動かし適当な位置を選び、しっかりねじを締めます。

かぶせ量調節（扉の左右調整）

かぶせ量調節ねじを右に回すと、かぶせ量が少なくなり、左に回すと多くなります。
操作は本体固定ねじを締めたまま行います。

傾き調節

かぶせ量調節ねじを左右に回すことにより行います。
操作は本体固定ねじを締めたまま行います。

上下調節

上下調節ねじを緩め、扉を上下に動かして適当な位置を選び、しっかりねじを締めます。

8. 本製品の保証及び免責事項内容について

1. 保証期間　お買い上げ日より１年間とします。
2. 保証内容　保証期間中に正常な使用状態において、万一製造上に起因する故障が生じた場合には、当社にて無償で修理いたします。

本製品は通常の宅配の受箱を目的として、現金、有価証券、重要書類、宝石、貴金属等の保管には適しません。いかなる配達物、内容物であっても、本製品の故障の有無にかかわらず盗難あるいは紛失、損傷、汚染した場合、当社はその責任を負わないものとします。

次のような場合は保証期間中でも有償修理となります。

（1）住宅用途以外で使用した場合の故障・損傷
（2）ユーザーが適切な使用、維持管理を行なわなかったことに起因する故障・損傷
（3）メーカーが定める施工説明書等に基づかない施工、専門業者以外による移動・分解などに起因する故障・損傷
（4）建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化又は使用に伴う摩擦等により生じる外観の現象
（5）海岸付近、温泉地、融雪剤を使用する地域などにおける腐食性の空気環境に起因する故障・損傷
（6）ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する故障・損傷
（7）火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異又は戦争・暴動等破壊行為による故障・損傷